

## 第26回和光市個人情報保護審議会会議録

開催日	平成24年5月31日(木) 13:30~15:15
開催場所	602会議室
出席者	石井彰会長、佐藤麻由子副会長、渡部治委員、竹村幸子委員、加山佐代子委員、笹谷脩委員、五十嵐裕子委員、泉常夫委員(以上8名出席) (事務局) 田中企画部長、鈴木市政情報課長、田中主幹、瀧口主事
欠席者	なし
議題	1 平成23年度個人情報取扱事務について 2 その他 ・住民基本台帳カード発行件数について ・住民基本台帳法の一部を改正する法律について ・社会保障、税に関する番号制度について ・委託事業者による個人情報の紛失事故について(報告)
資料	次第 1-1 平成23年度個人情報保護制度実施状況 1-2 個人情報取扱事務登録目録(平成23年度) 1-3 個人情報目的外利用・外部提供登録目録(平成23年度) 1-4 平成23年度情報公開制度実施状況 2-1 住民基本台帳カード発行件数について 2-2 住民基本台帳法の一部を改正する法律について 3 社会保障・税に関する番号制度について 3-1 マイナンバー資料 3-2 マイナンバーパンフレット

**1 開会**

13時30分開会。

**2 事務局(企画部長)あいさつ(要旨)**

本日はお忙しい中和光市個人情報保護審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より当市行政にご協力いただき誠にありがとうございます。本日の議題としましては、個人情報

保護条例に基づく平成23年度個人情報保護制度実施状況について報告させていただきます。また、その他といたしまして、番号制度や住民基本台帳法の一部改正についてご報告させていただきます。

皆様には、ぜひご忌憚のないご意見をいただきまして、市としても個人情報保護審議会の意見を踏まえながら、より適正な個人情報保護制度の運営に努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### \* 事務局の自己紹介（異動者）

（瀧口主事）昨年の10月に市政情報課に異動となりました瀧口と申します。皆様にご指導、ご鞭撻いただきながら、会のスムーズな進行に努めていきたいと思っておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

## 3 議題

(1) 平成23年度個人情報取扱事務について

### \* 事務局からの説明（瀧口主事）

平成23年度個人情報取扱事務について、

資料1-1「平成23年度個人情報保護制度実施状況」

資料1-2「個人情報取扱事務登録目録（平成23年度）」

資料1-3「個人情報目的外利用・外部提供登録目録（平成23年度）」

資料1-4「平成23年度情報公開制度実施状況」

に基づき説明。

個人情報保護・情報公開制度実施状況の請求件数及び内容については、広報わこう6月号、和光市ホームページに掲載しています。

### \* 質疑応答等

（石井会長）議題1についてご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。はじめに私から本日お忙しい中、ご出席いただいている企画部長にお伺いします。資料1-3災害時要援護者登録制度の提供内容についてですが、当審議会ではこれまで個人情報保護が第一、それと同時に行政情報の有効活用も必要であると

という意見をふまえて個人情報を外部提供していただいていると思います。それらの個人情報の利用について部長の所感をきかせてください。

(企画部長) 災害時要援護者登録制度については審議会の中でご審議いただき、登録制度を始めております。いざ災害が起こった時に災害弱者の方々を避難所等への誘導、避難所での特別な配慮が必要なため、この制度を作った状況でございます。特に東日本大震災以降、地域の絆に対する考え方が見直され、地域間での助け合いが必要となっております。そのような中で、個人情報の保護という観点から、地域の方々のプライバシーを守ることと援助のために個人情報をある一定の範囲内で共有できるシステムを共存させて、現在の社会にあった運用を行っていくことが大きな課題の一つとなっております。個人情報保護法ができた当初は、あまりにも保護を第一に置いてしまい、実際いろんな事務に支障が出ておりました。そのような中、災害を機にこの制度ができましたが、個人情報の管理を徹底しながら、どのように均衡をとって運用していくのが課題となっております。市としましては、各団体や個人の方々からのいろんなご意見をふまえ、本来の目的を行う事務事業と均衡をとりながら、個人情報の保護との両立を図っていくことが重要だと考えております。

(石井会長) ありがとうございます。新しい個人情報の活用ということで、市の行政の考え方として伺いました。

(笹谷委員) 災害時要援護者について、基本的に情報の収集というのは本人の申立てによるものですか。支えあいマップとの関連はありますか。

(田中主幹) 基本的には、災害時に助けて欲しい方が、ご自身で手を挙げていただく制度になりますので、本人の同意を得ております。提供先が自治会等に限定するという条件で同意をいただいております。支えあいマップとの関連については把握しておりません。

(石井会長) 災害時要援護者制度の基準等について改めて教えてください。

(田中主幹) 災害時要援護者制度は、基本的に登録された名簿を自治会ごとに作成されており、自治会長に自治会の範囲内の名簿を

渡しています。この制度は、いざという時に助ける支援者が  
必要となりますが、実際登録されたほとんどの方が支援者が  
いない状況となっております。市としては、地域の中での助  
け合い及び支援者を探すためにも自治会に個人情報を提供  
していると聞いております。

(石井会長) 前回の会議で、個人情報の提供先を限定した方が良いのでは  
ないかと意見を述べたので、その結果がどのように反映さ  
れているか関心もあったためお伺いしました。

(加山委員) 民生委員も和光市災害時要援護者台帳をいただいております。  
更新の際には、今までのものはお返しすることになって  
おり、コピーと持ち出しは厳禁とされております。

(笹谷委員) 不特定多数の方が入れる自治会では、データが常駐して管  
理されているわけではないようです。少し心許ないと思うん  
ですが、管理監督はされているのでしょうか。情報がない場  
合でも、助けなくてはいけないと思うのですが、その時に緊  
急時にはこうすればよいというトラブルシューティングをも  
っと周知してもらいたいと思っています。

(石井会長) 民生委員に関するところと災害時にあたっての懸念につ  
いて意見が出ましたが、事務局の方ではいかがでしょうか。

(田中主幹) この制度についてどのように扱うかについては、和光市災  
害時要援護者登録制度実施要綱を定めております。その中  
で、個人情報の保護と守秘義務の確保について定めています。  
自治会の場合、個人情報の台帳は基本的には会長さんにしか  
渡していませんが、自治会の大きさによっては自治会長の  
申告により複数部数を渡すことも可能です。しかし、コピー  
は禁止されており、更新時には古いものを返すことになっ  
ています。

(企画部長) 現在、この制度は運用上いろいろな課題があると思  
います。登録を希望する人がいても、援護する人が不足して  
いるという状況です。支援者を探すために、広報に掲載する  
等この制度の趣旨について理解を深めるために周知したり、  
自治会にも協力をお願いしているところです。個人情報の取  
扱いについては、趣旨を徹底して管理していただくようお  
願いしていますが、市としてあまりにも要求してしまうと  
引き受けてもらえず、制度が名目だけで終わってしまうこ  
ともございます

ので、ご理解いただきながら一步一步進めていきたいと思えます。

(竹村委員) 民生委員が名簿をいただく時は誓約書を提出しますが、自治会等に渡す時も同様に行っているのですか。

(田中主幹) はい。要綱で定まっております、民生委員と同様に受領書をいただいております。

(石井会長) 会長としての判断になってきますが、実施要綱や運用の取り決め通り、きちんとやって欲しいという意見が当審議会の中で改めて出てきたことを記しておいてください。

## (2) その他について

### \* 事務局からの説明(濱口主事)

住民基本台帳カード発行件数について

資料2-1「住民基本台帳カード発行件数について」に基づき説明。

### \* 質疑応答等

(石井会長) 当初は利用しにくい面もありましたが、最近は身分証明書としても活用でき、便利な面も出てきました。ただ、住基カード発行当初はもっといろいろな使い方を出来るというメリットが強調されていたんですが、そちらの進捗は極めて遅いというのが年間の発行件数の少なさにつながっているのではなかろうかと思えます。この議題につきましては、この現状を説明して欲しいとお願いし、統計をいただいたわけですが、今後行政としてどのように発展させていくのか方向性をお聞かせいただければと思えます。

(鈴木課長) こちらの住民基本台帳カードの発行は、市の施設利用や目的外で利用することもできますが、現状では身分証明の利用程度にとどまっている状況です。この後にご報告させていただく社会保障、税に関する番号制度は基本的に住民基本台帳カードに付随したカード形態で管理するようですので、そういう状況になれば、一人一枚所有することになりますので、現在とは格段に変わると考えております。

(泉委員) 住基カードなんですが、今和光市で発行された総数は今回示

された数字を足したものという認識でよろしいですか。

(濱口主事) こちらのデータは、戸籍住民課からいただいたデータになりますが、今回お示ししたものは平成21年度から平成23年度の各年度ごとの発行件数になりますので、発行当初からの総数ではございません。発行総数については、後日ご報告させていただきます。

(佐藤委員) 写真あり、なしを発行時に選ぶことができ、写真ありを選ぶ方は身分証明書として利用することが多いとご説明されてましたが、写真なしでも身分証明書として使えると思うのですが。

(企画部長) 受け手が市役所の場合、身分証明書となるものは、公的機関が発行した写真付のものである免許証、パスポートが代表的なものになります。写真がないと客観的に本人かどうか確認できないためです。また、事務の重要性によって厳密に確認する場合、そこまで求めなくても客観的に本人が確認できれば良い場合で対応も異なります。

#### \* 事務局からの説明 (鈴木課長)

住民基本台帳法の一部を改正する法律について  
資料2-2「住民基本台帳法の一部を改正する法律について」  
に基づき説明。

#### \* 質疑応答等

(石井会長) 細かいことですが、これを扱う部署は、戸籍住民課ですか。

(鈴木課長) はい。そのとおりでございます。

(渡部委員) 例えば、国際結婚をしている夫婦の場合、現在は日本人の方は住民票に、外国人の方は外国人登録と別々に管理されているわけですよね。それを一元化した場合、外国人登録証明書に記載されている事項がそのまま移行されるのですか。

(鈴木課長) その対象となるのは、中長期在留者、特別永住者の方々です。

(渡部委員) 全ての外国籍が移行するわけですが、この制度を行うことによって、本人と行政各々にどのような利点があるのですか。

(企画部長) 外国人登録法に基づく登録原票はいろいろな制限があり、

行政が行政の福祉や住民サービスのために使うことが出来ません。逆に、住基台帳はそのようなことを想定して作成されています。例えば、和光市市民参加条例の中に住民投票という制度がありますが、現在、外国人には住民投票の資格がありません。なぜなら、投票する名簿を作成する際に参加するかしないか本人の意向を確認しないといけないこと、意向を確認する方法等、利用するためには一定の制限があるためです。今後、住民票と同じように扱うことができれば、福祉や住民サービス、アンケート等ある程度日本人と同じように参加したり、利用することができるメリットはあると思います。また、システムを一体化することによるメリットもあると思います。

- (泉委員) 外国人登録証明書がなくなり、代わりに在留カードや特別永住者証明書が発行されるということですが、その内容は外国人登録証明書の内容がほぼそのまま同じように引き継がれるのですか。また、発行された登録証明書の内容は市で把握しているのか。
- (鈴木課長) 外国人登録証明書の内容は、システムの方でしか確認できないのですが、現状の日本国籍を有する住民情報プラス外国人の持つデータも入ってきますので、基本的には同じような内容であると推察されます。
- (笹谷委員) 前のデータを一度破棄して新しく再登録するのかそれともデータが引き継がれるのかということをおっしゃられたんだと思うのですが。
- (鈴木課長) 再登録ではないと思います。現状でも、外国人のデータは持って別管理で動いている状況です。
- (石井会長) システム構築や改修、管理についてはいずれちゃんと分かるようにしていただきたいと思います。
- (竹村委員) 現在、住所を和光市に置いといて、自由に動かれている方もいらっしゃいますよね。異動しても届出もしないで、住所不定みたいになってしまい、探しようがないという事例もあるんですが、そういうことが解消されるということですか。
- (企画部長) 日本人でも住民登録をしないで動く方もいます。法制度上は届出なければならないことになっております。違法なことを、この制度で改正したからなくなるというものではないと

思います。こちらの制度は、国で全国的に行う制度ですので、市はそれに則って適正に行っていきます。

(石井会長) 外国人の取り扱いについて、和光市では多くの外国人が居住していることもあり、個人情報保護審議会としては関心を持ってみたいと思います。

**\* 事務局からの説明(鈴木課長)**

社会保障・税に関する番号制度について

資料3「社会保障・税に関する番号制度について」

資料3-1「マイナンバー資料」

資料3-2「マイナンバーパンフレット」

に基づき説明。

番号制度シンポジウムの資料を基に報告。

(石井会長) 資料3-1、3-2について何かご説明はございますか。

(鈴木課長) 先程の説明は、こちらの資料から抜粋してご説明させていただいたものでございます。

(笹谷委員) これは報告を受けるという形ですよね。いつも言われていることだと思いますが、情報は必ず漏えいしてしまい、漏えいした情報はなくならないので、管理監督の徹底をお願いします。

(佐藤委員) マイナンバー制度は、もし実施されるとすれば2014年6月に番号割り当てを行い、2015年1月に利用開始ということですが、その間もう少し国民の議論が高まってくると思います。むしろ、そうでないと困ると思います。

(渡部委員) 今、課長からご報告いただいたわけですが、このことに対して分かりましたということで終わるのか、それとも何を審議して欲しいのか、どういうことでしょうか。

(鈴木課長) 主旨といたしましては、番号制度に関してあまり国民に対して周知が図られていないという状況の中で、こちらの制度が実施されれば、当然個人情報に関わってくる大変な案件ですので、こういう制度改革がなされているということをもまずご報告させていただきました。その中で、皆様のご意見をいただければと思います。

(石井会長) 他に何かございますか。

(渡部委員) 結局、個人の情報がどれだけきちんと管理されるか、これに尽きますよね。

(石井会長) それでは最後の項目について経緯をご説明します。昨年の審議会で委託業者の事故について報告を受けました。報告の中には、市としての対応は今後委託業者との契約が終了した後は、選定から外すという事前の報告がありました。その後どうしたのか、端的に伺いたくこの項目を挙げさせていただきました。

**\* 事務局からの説明(瀧口主事)**

委託事業者による個人情報の紛失事故について報告。

(笹谷委員) 基本的にはペナルティーがあって然るべきだと思いますが、次年度はどのようになるのですか。

(瀧口主事) 今後については確認できておりません。

(石井会長) 議題は以上でございますが、ご意見等ございますか。なければ、これで本日の審議회를終了とさせていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

15時15分閉会  
以上